



新潟県報

号外 2
平成 20 年 7 月 22 日

主 要 目 次

規 則	ページ
53 新潟県県税規則の一部を改正する規則……………(税務課)	2
54 新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則……………(商業振興課)	4
55 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(出納局管理課)	5
告 示	
1264 新潟県と胎内市との新潟県立胎内ライフル射撃場の管理及び運営に関する事務の委託規約…(保健体育課)	6
1265 新潟県と南魚沼市との新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の委託規約の変 更	…()

規 則

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第53号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

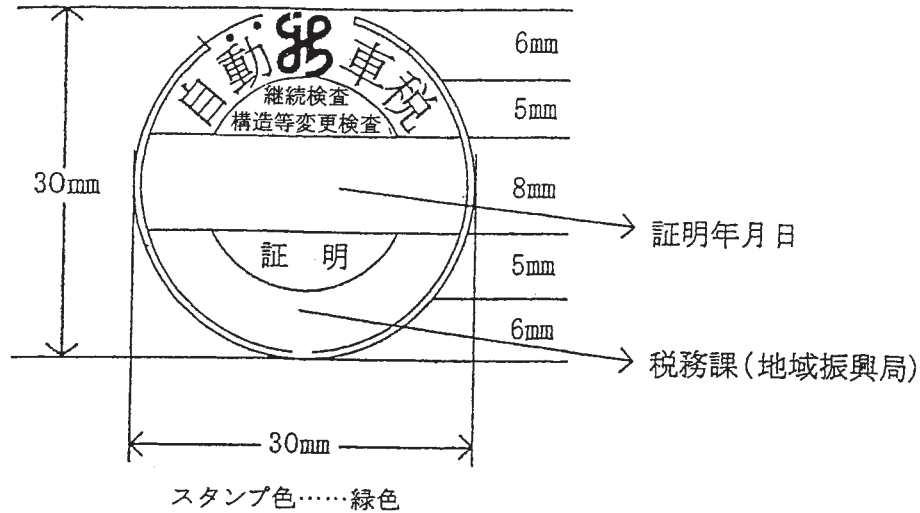
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>第39号様式の2の3 (第117条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車税納税証明書</u> (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>(略)</p> <p>第39号様式の2の4 (第117条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</u></p> <p>(略)</p> <p>第73号様式 (第117条関係)</p> <p>法人設立・異動(解散・合併・変更・閉鎖等)届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">申告書の提出期限の延長</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">事業税・地方 法人特別税</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第74号様式 (第117条関係)</p> <p>法人税に係る連結納税の承認等の届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">連結法人となる前の申告期限の延長の有無</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">事業税・ 地方法人 特別税</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)			申告書の提出期限の延長	事業税・地方 法人特別税	(略)	(略)			(略)			連結法人となる前の申告期限の延長の有無	事業税・ 地方法人 特別税	(略)	(略)			<p>第39号様式の2の3 (第117条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車税納税証明書</u> (継続検査用)</p> <p>(略)</p> <p>第39号様式の2の4 (第117条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車税納税証明書(継続検査用)</u></p> <p>(略)</p> <p>第73号様式 (第117条関係)</p> <p>法人設立・異動(解散・合併・変更・閉鎖等)届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">申告書の提出期限の延長</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">事業税</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第74号様式 (第117条関係)</p> <p>法人税に係る連結納税の承認等の届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">連結法人となる前の申告期限の延長の有無</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">事業税</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)			申告書の提出期限の延長	事業税	(略)	(略)			(略)			連結法人となる前の申告期限の延長の有無	事業税	(略)	(略)		
(略)																																					
申告書の提出期限の延長	事業税・地方 法人特別税	(略)																																			
(略)																																					
(略)																																					
連結法人となる前の申告期限の延長の有無	事業税・ 地方法人 特別税	(略)																																			
(略)																																					
(略)																																					
申告書の提出期限の延長	事業税	(略)																																			
(略)																																					
(略)																																					
連結法人となる前の申告期限の延長の有無	事業税	(略)																																			
(略)																																					

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

別記第39号様式の2の5を次のように改める。

別記第39号様式の2の5（第117条関係）



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新潟県県税規則別記第73号様式及び別記第74号様式の改正並びに次項の規定 平成20年10月1日
 - (2) 第1条中新潟県県税規則別記第39号様式の2の3及び別記第39号様式の2の4の改正並びに第2条の規定 平成22年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県県税規則別記第73号様式及び別記第74号様式の規定は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年7月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第54号

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例（平成20年新潟県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請)

第2条 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）は、条例第3条の規定による求償権の放棄、不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換（以下「求償権の放棄等」という。）の承認を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 求償権の放棄等に係る中小企業者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 求償権の放棄等を行おうとする日
- (3) 求償権の放棄等を行う理由
- (4) 代位弁済日
- (5) 現在の求償権残高
- (6) 求償権の放棄の場合にあつては放棄後の求償権残高、求償権の不等価譲渡の場合にあつてはその対価
- (7) 損失補償金額から回収金の納付額を減じて得た額
- (8) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第3条各号に掲げる計画を記載した書類の写し
- (2) 当該求償権の放棄等について中小企業金融公庫から承認を受けたことを証する書類
- (3) 求償権の放棄等に係る中小企業者に対して複数の求償権を有する場合にあつては、求償権の放棄等の額の配分及びその根拠を示した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(実施及び中止の通知)

第3条 保証協会は、条例第3条の規定による承認を得た後、求償権の放棄等を行ったときは、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を知事に通知しなければならない。

- (1) 求償権の放棄等を行った日
- (2) 前条第1項第1号及び第6号に掲げる事項
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 求償権の放棄等を行ったことを証する書類
- (2) 前条第2項第3号に掲げる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 保証協会は、条例第3条の規定による承認を得た後、求償権の放棄等を行わなかったときは、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を知事に通知しなければならない。

- (1) 求償権の放棄等を行わなかった理由
- (2) 前条第1項第1号に掲げる事項

(条例第3条第4号の計画)

第4条 条例第3条第4号の事業の再生を図るための計画であつて規則で定めるものは、中小企業者の事業の再生を図るための債務の減免、期限の猶予等を公正かつ迅速に行うために定められた指針（知事が適当と認めるものに限る。）に基づき策定された計画をいう。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、求償権の放棄等の承認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第55号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係） (1)～(96)の3（略） <u>(96)の3の2 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料</u> (96)の4～(310)（略） <u>(311)及び(312) 削除</u> (313)～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(96)の3（略） (96)の4～(310)（略） <u>(311) 削除</u> <u>(312) 機械器具交換認定書交付手数料</u> (313)～(585)（略）

第2条 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） (1)～(94)の2（略） <u>(94)の3 温泉土地掘削のための施設等変更許可申請手数料</u> <u>(94)の4 温泉ゆう出路増掘許可申請手数料</u> (95) <u>温泉動力装置許可申請手数料</u> (95)の2（略） <u>(95)の3 温泉ゆう出路増掘のための施設等変更許可申請手数料</u> <u>(95)の4 温泉採取許可申請手数料</u> <u>(95)の5 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</u> <u>(95)の6 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料</u> <u>(95)の7 温泉採取のための施設等変更許可申請手数料</u> (96)～(96)の3（略） (96)の4～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(94)の2（略） (95) <u>温泉のゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料</u> (95)の2（略） (96)～(96)の3（略） <u>(96)の3の2 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料</u> (96)の4～(585)（略）

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中新潟県収入証紙条例施行規則別表第311号及び第312号の改正 公布の日
- (2) 第1条中新潟県収入証紙条例施行規則別表第96号の3の2を加える改正 平成20年8月1日
- (3) 第2条の規定 平成20年10月1日

告示

◎新潟県告示第1264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、胎内市に新潟県立胎内ライフル射撃場の管理及び運営に関する事務を次のとおり委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成20年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県と胎内市との新潟県立胎内ライフル射撃場の管理及び運営に関する事務の委託規約
(委託事務の範囲)

第1条 新潟県（以下「県」という。）は、新潟県立胎内ライフル射撃場の管理及び運営に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を胎内市（以下「市」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費で県が必要と認めるものの負担については、県と市が協議して定めることができる。

(1) 大規模な施設及び設備の修繕に係る経費

(2) 施設と一体となって機能する備品の修繕若しくは改造又は買換えに係る経費

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料その他の収入は、すべて市の収入とする。

(経理)

第5条 胎内市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしておかなければならない。

(連絡会議)

第6条 胎内市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、新潟県知事と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、新潟県知事の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の制定及び改廃をしようとする場合においては、市は、あらかじめ県に通知しなければならない。

(報告等)

第8条 新潟県知事は、委託事務の管理及び執行状況に関し必要があると認めるときは、市に報告を求め、又は調査することができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、新潟県知事と胎内市長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成20年8月1日から施行する。

◎新潟県告示第1265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、南魚沼市への新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の委託を変更し、新潟県と南魚沼市との新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の委託規約の一部を変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

題名及び第1条中「新潟県塩沢ジャンプ台」を「新潟県石打丸山シャンツェ」に改める。

附 則

この規約は、平成20年8月1日から施行する。